

土砂災害に備えて

『安心安全な暮らしのために』

これからの時期は、梅雨前線の発生や台風の接近に伴い、土砂災害の発生する危険が高まるシーズンとなります。土砂災害について普段から家族、近所の方と話し合い、いざというときに備えましょう。

避難準備情報の名称が変わりました

平成28年の台風10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わらず、適切な避難行動がとられませんでした。

これを踏まえ、今年の1月に、内閣府において避難勧告等に関するガイドラインの改定が行われ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称が次のように変更されました。

●避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始

●避難勧告（変更なし）

●避難指示→避難指示（緊急）

●避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら

高齢者、障がい者、幼児など避難に時間を要する人と、その避難を支援する人は避難を開始

してください。その他の人は、

気象情報に注意し、危険だと思っ
たら早めに避難してください。

【避難勧告が発令されたら】

速やかに避難を開始してください。

【避難指示（緊急）が発令されたら】

まだ避難していない人は、緊急に避難してください。

※これらの情報は、市から防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メール、郡上ケーブルテレビ等を通じてお知らせします。

ハザードマップによる避難行動の確認をお願いします

市では、土砂災害防止法に基づき、岐阜県が指定した土砂災害警戒区域等を表示したハザードマップを全戸に配布しています。ハザードマップには、避難場所や避難所、避難経路、過去の災害事例、危険箇所なども盛り込まれています。

り込まれています。

●日頃からの確認

災害が発生したときに、自分が利用すべき避難場所（施設または場所）や避難所（施設）はどこか、避難経路はどのようなか、危険箇所はどこかなどを、家族や地域において日頃から確認しておくことが大切です。

●避難場所、避難所の適切な活用

(1) 避難場所、避難所の種類

●指定緊急避難場所（223施設）

●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために避難する施設や場所、災害対策基本法に基づき指定されます。

●災害の種類ごとに政令で定める基準（①安全区域に立地していること、②安全区域外に立地する場合は強固な構造であること、③地震の場合は昭和56年の新耐震基準に適合すること）を満たしているものです。

●指定避難所（137施設。全指定緊急避難場所と重複）

●災害が発生した場合、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで、必要な間滞在する施設で、災害対策基本法に基づき指定されます。

●政令で定める基準（①一定の規模を有すること、②トイレや水道など被災者を滞在させることが可能な構造であること、③災害が発生するおそれがある区域を避けること、④車両等による物資の供給が比較的容易に行うことができる場所にあること）を満たしているものです。

●一時避難所（153施設）

●住民が一時的に集合、待機する場所として、市独自で指定する施設で、移動の安全が確保される状況となったときは、指定緊急避難場所や指定避難所に避難することを前提とします。

●災害種別に応じた一時避難所の使い分けを、日頃から意識しておきましょう。

一時避難所は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内や、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に存在するものがあります。これらの施設は、大雨が降り続くなど、土砂災害のおそれがあるときは、使用しないことが肝心です。

一方、地震や火災等の災害時には、最寄りの一時避難所への避難が有効です（地震の場合は耐震性があること）。

(2) 避難行動

避難行動については、安全な場所や施設に迅速に移動するこ

とが求められますが、状況によっては家の中にとどまり、土砂災害のおそれのある場合は山側から離れた部屋へ、また、浸水のおそれがある場合は2階以上の部屋へ避難（垂直避難）した方が安全な場合があります。

突然に判断を迫られることがありますので、いざというときに、どのような行動をとるべきかを、平常時から想定しておくことが重要です。

●ハザードマップを活用した避難訓練等の実施

各自治会や地区会で実施される避難訓練等において、ハザードマップを活用し、避難場所や避難所、避難経路、危険箇所などを実際に確認しながら行動する訓練を行うことが大切です。

●災害時避難行動要支援者の把握

市では毎年、自治会長、地区長、民生委員、消防団等のみなさんに「災害時避難行動要支援者名簿」を配布しています。

日頃から、避難に際して支援が必要となる人を地域で把握していたら、災害時にはどのような支援をすべきかについて、避難訓練の時などに確認していただくようお願いいたします。

土砂災害警戒情報が発表され たら早期避難をお願いします

☑土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警

報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告など災害応急対策を適時適切に行えるよう、また住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

郡上市に対して土砂災害警戒情報が発表されると、市は、対象地区に対して避難勧告を発令し、防災行政無線等を通じてお知らせします。

ぎふ土砂災害警戒情報ポータルサイトでは、5km四方ごとの土砂災害の危険度（土砂災害警戒判定メッシュ情報）や雨量局の観測データを確認することができます。

<http://alertsabo.pref.gifu.lg.jp/>

☑早期の避難行動が重要です

周囲の状況や雨の降り方に注意し、市からの避難に関する情報がなくても、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をお願いします。

屋外を移動することがかえっ

て危険を及ぼす状況になっている場合は、前述のように頑丈な建物の2階以上で、かつ、崖や沢筋から離れた部屋に避難することが大切です。

こんな前兆現象があったら
すぐに避難してください

☑がけ崩れ

●がけから小石がパラパラ落ちてくる。

●がけに割れ目が出てきている。

●がけからの湧き水が濁る。

☑土石流

●山全体がゴロゴロとうなっているような音（山鳴り）がする。

●川の流れが濁ったり、流木が混じっている。

●雨が降り続けているのに、川の水が減っている。

☑地すべり

●地面がひび割れている、一部が陥没または隆起している。

●井戸の水が濁っている。

●池や沼の水量が急に変化する。

参考：気象庁ホームページ、
ぎふ防災ハンドブック2017
年度版

☎ 問 総務部総務課
67・1832

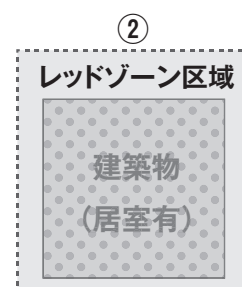
土砂災害特別警戒区域内の居住用住宅建替等工事への助成制度について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において住宅の建築を行う際には、一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するなどの構造規制が必要となります。

このため、市では今年度から安心・安全な暮らしのための対策として、レッドゾーン区域内の自ら居住する1戸建て住宅（併用住宅も含む）の新築、増築、改築（以下「建替等」）を支援するため、建替等工事費のうち壁や基礎などの強化工事費の一部（上限110万円）を助成する制度を開始しました。

助成対象になる場合

- 自らが居住するための居室を有する建築物の建替等前の住宅がレッドゾーン内に位置し、同じレッドゾーン内で建替等を行う場合
- 建築物の建替等前の位置が右記の①または②の場合で、建替等後も下記の①または②となる場合
※敷地に対するレッドゾーンの割合は問いません。
- 建替等が建築基準法施行令第80条の3及び平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものであること。
- 都市計画区域内外は問いません。



助成対象にならない場合

- 自らが居住するための居室を有する建築物が、建替等前はレッドゾーン内に位置していたが、建替等後はレッドゾーン外に位置することとなる場合
- 自らが居住するための居室を有する建築物が、建替等前はレッドゾーン外に位置していたが、建替等後はレッドゾーン内に位置することとなる場合
- 建替等前・建替等後、建築物が自らが居住するための居室を有しない場合

助成制度やレッドゾーンの確認について

- 申請及び助成制度の対象となるかの確認等については、都市住宅課にご相談ください。
- ご自宅がレッドゾーン区域内であるかは、都市住宅課までお問い合わせいただくか、「岐阜県土砂災害防止ポータルサイト」で確認することができます。

お問い合わせ 建設部都市住宅課 ☎ 67-1814 FAX 65-3825
(郡上市八幡町初音1727-2 岐阜県郡上総合庁舎2階)